令和８年１０月１７日

農家組合員の皆様

Ｊ　Ａ　岩　井

令和８年台風２５号による被災に対する補助事業説明会の開催について

この度の台風２５号による農産物の被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

茨城県から、令和８年台風２５号は農林漁業経営に大きな影響があったと認められ、茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第３条第１項の規定に基づき、指定災害として指定されました。

つきましては、茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく補助事業等の要望調査が実施されることから、下記により説明会を開催いたしますので、要望される方はご出席をお願いいたします。

記

日　時　　令和８年１０月２２日（木）
午後５時より

場　所　　ＪＡ岩井経済センター２階会議室（旧予冷Ｃ）

尚、事業の詳細につきましては、次ページをご参照ください。

対 象 者：台風２５号により、農作物等の収穫量が例年よりも３０％以上減収した農業者

補助対象：（１）樹草勢回復用肥料の購入費（令和８年９月２１日以降）
※災害により弱った農作物の樹草を回復するための施肥を行う場合に対象となり、通常の施肥・追肥は対象になりません。
（２）病害防除用薬剤の購入費
※個々の農家で各自が防除するのではなく、病害の蔓延防止のために共同防除を行う場合に対象となります。
（３）種苗購入費（７０％以上減収した方で、樹草勢回復用肥料購入費補助や病害防除用薬剤購入費補助との併用不可）

対象圃場：自作地又は小作地（小作地の場合、農業委員会又は農地中間管理機構を通じている農地が対象）

要望される方は、令和８年１０月２７（火）までに市農業政策課まで要望書を提出する必要があります。

要望の際には、被害状況を確認するため、
（１）被害を受けた圃場の写真
（２）圃場の地番がわかる資料
（３）肥料・薬剤の領収書又は見積書
（４）前年の出荷状況がわかる資料
（５）前年の収入がわかる資料
等の提出が必要です。

※ 本調査は、補助事業の実施に向けた要望を把握するためのものであり、今回の要望をもって採択が決定されるわけではありませんのでご了承ください。

詳しくは、市農業政策課（３５−２１２１）へお問い合わせください。